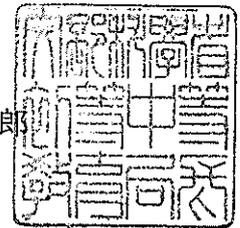




各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次 郎



(印影印刷)

平成26年度全国学力・学習状況調査の結果の取扱い及び
調査結果の活用について（通知）

平成26年度全国学力・学習状況調査（以下「本調査」という。）の結果については、「平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成25年11月29日文部科学事務次官決定。以下「実施要領」という。）に基づき、平成26年8月25日に公表しました。

本調査の結果の取扱いについては、実施要領に基づき、適切に行われる必要があります。また、本調査の結果は、各教育委員会、学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び学校（以下「各教育委員会、学校等」という。）において十分に活用され、教育施策の成果と課題の検証・改善や学校における教育指導の改善等に役立てられることが重要です。

本調査の結果の取扱い及び活用に関する留意事項は下記のとおりですので、各教育委員会、学校等におかれては適切な対応をお願いします。

都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては関係する所管の学校に対して、国立大学法人学長におかれては関係する附属学校に対して、本通知の内容について指導、助言及び周知をお願いします。都道府県知事におかれては関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本通知の内容について十分周知をお願いします。

記

I. 調査結果の取扱いについて

1. 本調査の結果の取扱い

本調査の結果の取扱いについては、実施要領に基づき、適切に行うこと。

2. これまでの全国学力・学習状況調査の結果の取扱い

これまでの全国学力・学習状況調査の結果については、「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成18年6月20日文科科学事務次官決定）、「平成20年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成19年11月14日文科科学事務次官決定）、「平成21年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成20年12月24日文科科学事務次官決定）、「平成22年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成21年12月28日文科科学副大臣決定）、「平成24年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」（平成23年12月9日文科科学副大臣決定）、「平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）に関する実施要領」（平成25年12月7日文科科学副大臣決定）及び「平成26年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）」（平成25年11月29日文科科学事務次官通知）に基づき、引き続き取り扱うこと。

II. 調査結果の活用について

1. 基本的な考え方

各教育委員会、学校等においては、調査結果を十分活用して、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること、また、学校における教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが重要であること。

なお、文科科学省としては、調査結果を活用した取組を支援するため、別添に示す取組を行っており、各教育委員会、学校等において積極的に御活用いただきたいこと。

2. 調査結果の分析・検証

(1) 教科に関する調査の結果の分析・検証

児童生徒の学力の状況や課題等を的確に把握・検証するため、①教科ごとの平均正答数、平均正答率、中央値等の数値データによる分析だけではなく、②児童生徒の正答数の分布の形状等から全体的な状況を把握・検証したり、③設問別の結果から学習指導要領の領域や評価の観点、問題形式ごとの正答や無解答の状況を分析したり、④解答類型別の結果から個々の設問における誤答や無解答の状況を分析したり、⑤これまで6回の調査の結果の状況や地方公共団体における独自の調査の結果等と比較分析したりするなど、それぞれの状況に即し、多面的な分析を行い、指導上の課題等を明らかにすること。

(2) 質問紙調査の結果の分析・検証

児童生徒及び学校に対する質問紙調査の結果の分析・検証により、児童生徒の学習意欲・学習環境・生活習慣等や学校の指導方法に関する取組、教育条件の整備の状況等の具体的な状況を把握・検証するとともに、これらの状況と学力との相関関係について分析を行ったり、学力や学習状況等の調査の結果を組み合わせ各教育委員会、学校等における全体的な特徴を把握・分析したりすることなどにより、教育や教育施策の成果、取り組むべき課題等を明らかにすること。

3. 学校における改善に向けた取組の推進

(1) 各学校においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、指導計画等に適切に反映させるなど、教育指導等の改善に向けて計画的に取り組むこと。その際には、調査対象の学年や教科だけではなく、全学年、全教科等を対象として、学校の教育活動全体を見渡した幅広い観点から取り組むべき課題や、その改善に向けた取組について検討すること。

(2) 各学校においては、教育指導等の改善に向け、具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。

(ア) 調査結果の分析・検証の結果から見られる課題等を踏まえて授業の改善を行ったり、習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習、補充的な学習などの個に応じた指導を適切に実施したり、家庭学習の課題を適切に与えたりするなど具体的な指導内容や指導方法等の改善に向けた取組を行うこと。特に、課題が見られた児童生徒に対しては、学習状況の改善や学習意欲の向上につなげていくという観点を十分考慮しながら、それぞれの課題に応じて、補充学習等の教育指導を適切に行うことなどにより、学力の定着に努めること。

(イ) 児童生徒の思考力・判断力・表現力等を効果的に育成するため、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動や言語活動、総合的な学習の時間における探究活動を一層充実すること。あわせて、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう一層工夫すること。その際、児童生徒がこれらの活動に主体的・自覚的に取り組むことが特に有効と考えられる一方で、調査結果における学校と児童生徒の回答状況を比較すると、学校が指導を行ったと考えていても、そのように受け取っていない児童生徒が一定割合存在することに留意して指導を行うこと。

(ウ) 保護者や地域等の理解と協力のもとに十分に連携をとりながら、家庭における学習習慣や生活習慣等の改善に向けた取組を行うこと。

(エ) 調査結果の分析・検証の結果から課題の見られた点を中心に、教職員の指導力の向上、指導内容や指導方法等の改善を図るため、校内研修等を適切に実施すること。また、調査結果の分析・検証の結果については、学校全体で共有し、調査実施学年以外の学年や調査実施教科以外の教科等の指導改善等にも活用すること。

(オ) 調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、小学校と中学校において課題を共有し

て改善に取り組むなど、十分に連携をとりながら取組を行うこと。

4. 教育委員会における改善に向けた取組の推進

- (1) 各教育委員会においては、調査結果の分析・検証の結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、改善計画等の作成を行うことなどにより、域内の教育や教育施策の改善に向けて総合的かつ計画的な取組を進めること。
- (2) 各教育委員会においては、改善計画等に基づき、具体的には、次の事項について取り組むことが考えられること。
 - (ア) 学校における具体的な改善の計画や取組に対し、学校の状況に応じて、必要な指導、助言や支援等を行うこと。その際、特に課題が見られる学校における改善の取組を促すとともに、積極的に支援すること。
 - (イ) 指導内容や指導方法等の改善を推進するため、指導資料や教材の作成、教職員研修の実施や授業研究等への支援、教職員や非常勤講師の配置等への配慮など、教育施策の改善に適切に反映させること。
 - (ウ) 優れた取組を行っている学校等の事例や調査結果の分析・検証手法等の周知に努めるなど、域内における教育指導や家庭における学習習慣・生活習慣等の改善に向けた取組を推進すること。

5. 教育に関する検証改善サイクルの確立

各教育委員会、学校等においては、上記の取組等を通じて、保護者等への説明責任を適切に果たしつつ、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することが求められること。そのため、調査結果の分析・検証の結果を踏まえた改善の取組については、域内全体や学校ごとの教育や教育施策に適切に反映させるとともに、教育委員会や域内の学校の教職員等が情報を適切に共有しながら取り組むことが重要であること。

また、調査結果を活用した取組の成果を踏まえ、改善計画等の必要な見直しを行うなど継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組を進めることが重要であること。

別添 文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に係る平成 26 年度の取組

参考資料 平成 26 年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

(参考) 「全国的な学力調査（全国学力・学習状況調査）」のホームページ
(文部科学省ウェブサイト)

URL http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakuryoku-chousa/index.htm

「平成 26 年度全国学力・学習状況調査 報告書・調査結果資料」のホームページ
(国立教育政策研究所ウェブサイト) 平成 26 年 8 月 25 日 17 時以降掲載予定

URL <http://www.nier.go.jp/14chousakekkahoukoku/index.html>

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局参事官付学力調査室

電話 03-5253-4111 (代表) 内線 3726

(別添)

文部科学省における全国学力・学習状況調査結果の活用に係る平成26年度の取組

1. 調査結果の分析・検証や教育指導等の改善の取組に資する資料の作成・配布等

(1) 調査問題のねらいや学習指導に当たっての参考事項などを示した「平成26年度全国学力・学習状況調査 解説資料」(平成26年4月国立教育政策研究所教育課程研究センター)を作成し、各教育委員会、学校等に配布した。

(2) 設問ごとに全国的な分析結果や指導改善のポイント等を示した「平成26年度全国学力・学習状況調査 報告書」(平成26年8月文部科学省・国立教育政策研究所)等を作成し、公表する(文部科学省及び国立教育政策研究所のウェブサイトに掲載)。また、本年9月頃までに各教育委員会、学校等に配布する。

(3) 各学校において、今後の教育指導や児童生徒の学習状況の改善等に活用できるようにするため、本調査の結果を踏まえ、授業を改善する際の参考となるよう、授業のアイデア例をまとめたパンフレット「授業アイデア例」(国立教育政策研究所)を作成し、本年9月上旬までにウェブサイトに掲載するとともに、本年9月頃までに各教育委員会・学校等に配布する。

(4) 調査結果について様々な視点から更に専門的な分析を行い、教育施策の改善に向けた取組に役立てるため、専門家による追加的な分析・検証等を行い、その成果を逐次とりまとめ、各教育委員会等に周知する。

(5) 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえた、授業改善や指導の充実など学力向上のための実践研究を実施し、その成果の普及を図る。

2. 本調査の結果を踏まえた学習指導の改善・充実に向けた説明会の開催

本調査の結果を踏まえた学習指導の改善・充実を図る際の参考となるよう、調査問題の趣旨、調査結果の概要、調査結果を踏まえた学習指導に当たってのポイント等についての説明を行う説明会を、本年9月10日に東京、30日に福岡で開催する。また、都道府県教育委員会等の要請に応じて助言を行うため、国立教育政策研究所の学力調査官等を派遣する。

3. 国立教育政策研究所が行う研究指定校事業における研究

国立教育政策研究所が行う研究指定校事業において、学習指導要領の実施状況及びこれまでの全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて各教科で児童生徒の課題と考えられる領域等に係る指導法等の工夫改善についての研究を行う。

4. 教職員の配置

都道府県教育委員会が、域内の学校の学力定着の状況を踏まえ、補充学習や習熟度別指導などの取組を行うために人的措置を講じようとする場合、都道府県教育委員会からの申請に基づき、教職員の加配措置等の必要な支援を行う。

平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

(平成25年11月29日 文部科学事務次官決定)

7. 調査結果の取扱い

(4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。このことを踏まえ、具体的に配慮すべき点は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況について、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表を行うことは可能であること。また、例えば、教育事務所単位の状況を公表するなど個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法で、(エ)に基づき公表することは、それぞれの判断において可能であること。
- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした調査結果の公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
- (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7.（5）ア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。

カ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。